

「政策を個別に掲げる(仕様発注)と、それだけして終わりになる恐れがある、実現する姿を書くべき(性能発注)」

「障害の社会モデル(=障害は環境の不備によって作られる)のもとで、アクセシビリティは大きい要素、横断的に位置づけるべき」

「アクセシビリティは、専門の小委員会を設けて議論すべき」

「ユニバーサルデザインはナショナルミニマムと位置づけ、それで及ばぬところは、合理的配慮(個別対応)を組み合わせるべき」

「政策を決める場(審議会)への障害者の参加は、障害関連だけでなく建築基準法や都市計画法など基本政策でこそ必要。結局は、全場面に参加が必要」

東京・お茶の水にある共用品推進機構に、約10名の専門家が集まる。5月に始めた勉強会は、12月までに17回開いた。

会の目的は、内閣府におかれた障害者政策委員会に、バリアフリーの視点を反映させること。政策委員会は2011年夏に改正された障害者基本法で設けられ、昨年7月に発足した。

いまある障害者基本計画は今年度までなので、次の計画は必

日本福祉大学客員教授

後藤 芳一



考える 審議会対応の新しい形

た。その声が元朝日新聞の大熊由紀子さんほかの関係者に届いた。結果的に、筆者が政策委員会に加わるようになった。

ところで、政策委員会の30名の委員の半数は障害当事者や親の会の代表であり、他も経済団体などの人が多い。組織がある

と意見を練ることが出来る。では我々はどうか。バリアフリーや福祉用具は福祉政策の周辺におかれてきたこともあり、こうした場に慣れていない。

一方、改正障害者基本法は、国連障害者権利条約(08年発効)を受けて、障害の社会モデルに立脚する。

その結果、当事者を取りまく環境(アクセシビリティ)が大きい論点になる。このままでは、アマチュアがいきなり一軍の試合に出る状態になる。

そこで星川さんと相談して、勉強会になった。特に最初の枠組を決めるときは肝腎と考えて5月から勉強を始めた。権利条約とは、その背景にある理念は、それらと基本法の関係は、

基本計画はどうあるべきか。複雑な情報を共有する上でも有効だった。

そして、トップスピードで敷設すると、バリアフリー関係の誰が委員になっても、同じように支えれば、練った意見を発信できる。

結果的に勉強会の議論は、12月にまとまった「障害者政策委員会意見」によく反映された。審議会の委員、特に有識者の委員には、自身の意見が求められる。その点、我々がした「団体戦」方式は、変則にみえるかも知れない。

ただ、相談するなどは言われていない。事務局(政府)も多くの情報と万全の準備で臨んでくる。その意味では、専門家の知を集めて臨むことはむしろ、必要とさえいえる。

特に今回は権利条約、同議定書、ADA法、障害者基本法、他の福祉関連法、障害者基本計画などの関係を押さえ、政策委員会のスピードに対応すること

が、意見を反映させるために必要な人々、次回行くと「予約要だった。勉強会は、こうした中」の人も生まれている。

余談ながら勉強会では、当初の目的を超えて、基本計画全般のあるべき姿について議論が百出し、それを受けて筆者の政策委員会での発言も、踏み込んだものになった。

余談をもつひとつ、政策委員会で勉強会を周囲にしている

連載 154



は、岩佐徳太郎、大熊由紀子、垣田行雄、久保耕造、小島直子、小高公聡、星川安之、光野有次、山内繁、山田肇、山中章二(敬称略)という同志だった。

余談ながら勉強会では、当初の目的を超えて、基本計画全般のあるべき姿について議論が百出し、それを受けて筆者の政策委員会での発言も、踏み込んだものになった。

余談をもつひとつ、政策委員会で勉強会を周囲にしている

余談をもつひとつ、政策委員会で勉強会を周囲にしている

余談をもつひとつ、政策委員会で勉強会を周囲にしている

改正障害者基本法の骨格（基本計画、政策委）

